

『呵刈葭』上篇と宗武・宇万伎の「仮字問答」

飯倉，洋一
九州大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/10468>

出版情報：文献探究. 15, pp.1-9, 1985-02-25. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：



『呵刈葎』上篇と宗武・宇万伎の「仮字問答」

飯倉洋一

一

何が論議の対象であるのか。それが正確に把握されていないければ、論争の性格は明確にはならないだろうし、それどころか誤って認識されることさえ起こりえよう。

秋成・宣長の『呵刈葎』上篇（以下『呵刈葎』と略記）における論争の主題が国語音韻をめぐるものであることは言うまでもない。

しかし、その個々の条々についてみると、二人の論議の対象がいささか不分明な個所が実は存する。第十條の問答もそのひとつである。

〔秋〕 御問の大をおほ小ををに分ち給へるは、証例もたしかなれば推戴ぬへし、おとのみは略言なるを、師の軽重を以ていはれしは従ひかたし、言語は連声に随ひて重くも軽くも活用するを、一言の軽重をいふは漢の字例に似て、御国の言靈にはあらずし、
〔宣〕 言語は連声に随ひて重くも軽くも活用すとは、たとへは山川谷川ヤハシガハなどいふときは、山谷は軽く川は重し、川舟川柳カハフネカハヤナギといふ時は舟柳が重くして川は軽し、此類をいへるにや、然らばよろし、然れ共かやうなるは連声といふ物にはあらず、連言なるに連声といへるは、右の類にはあらず、歟、おほつかなし、
このやりとりを、ごく普通に、秋成の批判に宣長が答えたものとすれば、二人の論議の焦点は一体どこにあるのか、という素朴な疑問が浮かびあがってくるのは否定しがたいであろう。秋成の文章中の「御問」と「師」の説は宣長説を指すという前提に立つ以上、論

議のすれちがいの印象は避けられないように思われる。しかし、たとえば中央公論社版・日本の名著21『本居宣長』所収の「呵刈葎」現代語訳（野口武彦訳）も、そのような前提に立って次のように訳し出している。

秋成 大人のお手紙のなかで「大」を「おほ」、「小」を「こ」に分けられたのは、証例もたしかですから、敬意を表しつつしたがわせていただきます。ただ「お」とだけあるのは略言であるのを、大人が言葉の軽重の問題として扱われたことには承服できません。（以下略）

この解釈に従うなら、我々は、「大」「小」を「おほ」「を」に分けるといふ説を述べた宣長の手紙、また一言の軽重を問題とした宣長の説というものを想定せざるをえない。かりに秋成がそれを誤解していたとしても、宣長説の存在そのものは疑いなしとしなければならぬ。

そして、『呵刈葎』編集に至るまでに、秋成と宣長の間に二度にわたる論の応酬があったことは事実である。それを最初に推定されたのは高田衛氏であった。「御問」ということばは、『呵刈葎』中、第十條の他にも出てくる（第七・十二條）。この「御問」を、高田氏は「宣長の質問状」と考えうれ（ただし第七條の「御問」については触れられていない）、『呵刈葎』論争が、秋成甲書簡、宣長質問状（御問）、秋成乙書簡を経て最後に宣長により『呵刈葎』として編集されたものであるという推定を行ひひとつの拠りどころとさ

れた(『阿刈葎』論争の形成過程試考)『上田秋成平譜考説』所収)。この推定は、その後、新資料の出現によって見事に実証されることとなった。すなわち、『阿刈葎』上篇は、「秋成初度の難文」に対する宣長の「菊屋主に贈る書」、それに答える「上田秋成の答書」、それに対する宣長の「上田秋成論難の弁」により構成されていることが明らかになったのである(筑摩書房版『本居宣長全集』第八卷「阿刈葎」解題)。

ところが、第十條における「御問」の内容が「宣長の質問状」にあるとすれば、それは「菊屋主に贈る書」の中に見い出されるはずなのに、実際にはそれに該当するものが見られないのである。関連する内容は出てくるが、それを第十條の「御問」あるいは「師」の説とすることはできない。もっとも、何も「菊屋主に贈る書」に限定する必要はない、ともかくも宣長がそういう説を何かに述べていて、それを秋成が「御問」・「師」という表現で引いたのだということも考えられぬことではない。しかし、この推測もやはり無理のようだ。他ならぬ『阿刈葎』第九條において、宣長は「又大はお小はをなるを以て、音の軽重をいふもひがこと也」と述べているのである。これは「師の軽重をもっていはれしは従ひがたし」という秋成の意見と、むしろ軌を一にする発言ではないか。

とすれば、我々は「御問」あるいは「師」の説を宣長と結びつける常識的発想から解放される必要があるはしまいか。「御問」あるいは「師」とは、宣長とは全く別の誰かを指しているのではなからうか。もしそうであるとすれば、この『阿刈葎』論争の性格そのものを再吟味する必要も出てこよう。かかる問題を解決する手がかりは、他ならぬ『阿刈葎』そのものの中に見い出されるのである。

〔四〕 田安中納言の御問、藤原美樹の答といふ物は、共に他人の偽作にはあらざるか、疑はしき事共多し、よくくたじけなく給へ、
〔五〕 仮字問答は、往年美樹子に遇し時借手へられしを、写したる也、御問の起りは、魚彦か古言梯の発端に美樹のいはれし言を、見そなはしての事也と談せられき、さうに他人の偽作にあらす、(以下略)

(第一条)

宣長が偽作かと疑い、秋成がそれを否定した、田安中納言(宗武)問・加藤宇方伎答の「仮字問答」とは、いかなるものであろうか。その正体について最も有力な推定を行っているのは中村幸彦氏である。中村氏は宇方伎の『静舎随筆』の中にある「田安中納言のきみの御問に答奉る」という宗武・宇方伎の国語音韻問答を「仮字問答」と密接な関係ありと推考された(「宇方伎と秋成」「山辺道」第四号、のう『著述集』第十二巻所収)。

結論から言うると、この見通しは正しかった。が、話の順序として、まず『静舎随筆』の全体の内容について触れておかねばならない。
該書は四種の問答から成る。すなわち、

一、「くさくさ」の間に答」と題され、「宝暦十三年八月の比」と日付があるもので、和歌の学び方について「むかしの友がき」の質問に答えた一文(ただし「くさくさの間に答」というのは、おそらく四つの問答の総題と見るべきであらう)。

二、表題はなく、末に「明和元年九月しるす」とあり、同姓聚婚について「ある人」の間に答える形で論じたもの。

三、表題、年次ともになし。「或人」の間に答える「仮字つかひ」の論で、二条の問答から成る(この三については後に触れる)。

四、「田安中納言のきみの御問に答奉る」と題され、「明和八年二月の頃也」と日付のある、やはり仮名遣いについての問答の四つである。

この四番目の問答は五条から成る。その内容を簡単に記せば次のごとくである。

① 仮名の発生を説きつつ仮名法則不要論を唱える宗武の説に、宇万伎が必要論の立場から反駁したものを。

② 「い」「み」「え」「ま」「お」「を」を使い分ける法則は万葉以前にはなく、法則は古言の意をさとするのにかえて邪聲になるといふ宗武の説に、「い」「み」「え」「ま」「を」「お」は語の軽重によって使い分けられており、「大」「小」を「お」（「おほ」の省略）「を」と使い分けるのはその一例であると答えたもの。

③ ②の宇万伎説を承けて、古代においては「大」は「をほ」（本来なら「おほ」とあるべきところだが、宗武は「お」「を」の使い分けをとらないため「をほ」と書いたのだろう）、「小」は「を」と言い分けられたのであり、「おほ」を省略するときは、「男大迹」を「衰本登」というように、「ほ」を用いたのだとする宗武説に対し、「大」「小」の區別は「於」と「乎」によってなされていたことを再論し、「おほ」を省略すると「ほ」になるといふ説は誤りであることを、具体例を以て証そうとしたもの。

④ やはり前議論に絡んで、記紀の「神風の伊勢の海」にはじまる両歌謡は表裏の意を持つとする宗武説を、宇万伎が一蹴したものの。

⑤ 「みなそこふ」の冠辞の考察から、「を」「お」が區別されていかなかったと主張する宗武説について、「みなそこふ」についての別解を示すことにより、これに反駁したものを。

このうち①の宗武の問の文章が、秋成の『靈語通』のはじめに「或御説」として引用されたものとはほぼ同一であることは、中村氏の「宇万伎と秋成」に指摘されたとおりである。『靈語通』の「或御

説」の出典については、江戸時代から諸説紛々としていたが、橋本進吉氏の「上田秋成の靈語通と徳川宗武の仮名遣説」（『文字及び仮名遣の研究』所収）によって、「或御説」の冒頭と末尾を除く大部分が『玉函叢説』巻四の巻頭にある五篇の文とはほぼ一致することが明らかになった。そして「或御説」冒頭にあたる部分が『静舎隨筆』四の①における宗武説であることを中村氏が明らかにされたことにより、「或御説」は、末尾の一節を除き、全てその出典が判明したのである。もっとも、秋成が「或御説」引用に際し、『静舎隨筆』四と『玉函叢説』の両方を見たのか、あるいはそれらを共に含むような書が別に存在したのか（そうであるとすればそれこそが「仮名問答」の基となったものであるのか）は解らない。『靈語通』の秋成説の中には、四で議論された問題に密接に関連するものがあるが、それらについてはしばらくおき、ここでは先述した中村氏の「仮名問答」は四ではないかという推測を立証してゆきたい。

『呵刈葎』第一条における秋成の言、すなわち宇万伎が秋成に語ったという「仮名問答」成立事情が事実だとすれば、「仮名問答」とは「魚彦が古言梯の発端に美樹のいはれし言」を見た宗武の間に宇万伎が答えたものということになる。「古言梯の発端」の宇万伎の言といえは、『古言梯』の宇万伎序文がまず想起される。しかし、この序文と四の宗武の問との間には緊密な関係は見られない。が、序文のあとにくる魚彦の「附ていふ」の中に引かれた宇万伎の説は、四の宗武の問を導く資格を十分に持っている。その説とは、

仮名遣いというものは上代にはなかったのではないか。文字伝来後、四声や悉曇によって理屈をつけたのだから、これは文字の上の沙汰であるから、吾国の言語には通用しない。

という「或人」の間に答えたもので、宇万伎は、「い」「お」などの仮名の使い分けは四声や悉曇に拠ったもの

ではなく、もともと口頭において言い分けられていたものに、文字を添えたものである。

と説き、やうに、

。「億計王」「弘計王」の兄弟を區別することができたのは、「お」「を」の発音の相違による。

。上代語の冠辞をみるに、たとえば「かみ風の伊勢」「はるがすみぬのへ」、「みなぞこふをみのをとめ」「そらかぞふおほつの子が」などのように、かかっていく言に「い」「ぬ」「を」

。「お」などが交へ用いられることはない。

。「東国の男女のおのづからうたひ出せし国風」の歌を多く万葉集に載せるが、それでも「い」「ぬ」「え」「ま」「を」

。「お」はきちんと區別されている。

と例を挙げて自説を補強する。そして、このように上代のことばの正しさは豊妙であり、そのことばをそのまま写した仮字であるから、必ず古書によって正すべきであると結論づけている。

ところで、この問答は、実は『静舎随筆』三における第一条目の問答を引いたものであった(ただし魚彦は三の引用に際し若干の補訂を意図的に行つたふしがある)。中村氏は「宇万伎と秋成」の中で、三四を合わせたものを「仮字問答」と称したという可能性をも考へておられるが、「附ていふ」問答と同一内容を含む三が「仮字問答」の一部を成すことは一応考へられたいとすべきであろう。検討すべきは四の①⑤の宗武の間が、はたして『古言梯』の「附ていふ」中の宇万伎説を「見そははして」発せられたものであるか否かである。

①で宗武の唱えている仮名法則不要論は「附ていふ」の宇万伎説への総論的反論と考えてよいものである。

②で宗武は「いぬえまおを」書わくる法、いにしへ書万葉集以上

の書に曾てなし」と言うが、これは「附ていふ」の宇万伎説、「且東国の男女のおのづからうたひ出せし国風を多く万葉集に載しに、いぬえまおの言のけちめたかふ事なし」という文を承けたものである。

③で宗武は「億計王」「弘計王」に言及しているのだが、これは「附ていふ」で宇万伎が「お」と「を」を口頭で言い分けていた証拠として挙げたものであった。

④で宗武が問題にしている「神風の伊勢の海」の歌における「意斐志」については、「附ていふ」の宇万伎説と直接の関連はない。しかし、「附ていふ」の宇万伎説が「い」「ぬ」を言い分けていた例として挙げる「かみ風の伊勢」から、宗武が記紀の「神風の伊勢の海」の歌を連想し、その歌の中にある「意斐志」を問題として、仮名法則否定論に持ちこんだと推測しうる。

⑤の「みなぞこふおみのをとめ」についての宗武の見解は、やはり「お」「を」言い分けの証拠として「附ていふ」に挙げられた「みなぞこふおみのをとめ」が、実は証拠にならないということを論じたものと判断できる。

こうしてみると、四の宗武の間は、五条すべてが『古言梯』の「附ていふ」宇万伎説と関わり、『呵刈葎』にいう「古言梯」の発端に美樹のいはれし言を「附ていふ」宇万伎説とみなすことが許されるとすれば、四の問答こそがすなわち「仮字問答」——少なくとも「仮字問答」の一部であると断定してさしつかえないであろう。

三

そうであるならば、我々は『呵刈葎』の中に、「仮字問答」、すなわち『静舎随筆』四を対象とした論議を見出すことができるのではないか。否、むしろそう考える方が自然とすべきであろう。な

せなら、『呵刈葭』第一条における「仮字問答」についての応酬が、以下の論争と無関係であるとするなら、この応酬が『呵刈葭』全体の中で浮きあがってしまふからである。

ここによりやく、本稿の冒頭に提示した問題に答を出す時がきたようだ。第十條の秋成の文章をいま一度引いてみよう。

御問の大をおほ小ををに分ち給へるは、証例もたしかなれば推戴きぬへし、おとのみは略言なるを、師の軽重を以ていはれしは従ひかたし、(以下略)

もはや言うまでもない。「御問」とは「仮字問答」における宗武の問、「師」とは「仮字問答」の答者、すなわち秋成の「師」字方使のことなのである。

宗武は③において、「すへていにしへ、大はをほ、小はを」と云わ「けし也」と明言しており、その証例として、『古事記』に「億計」を「意富計」、「弘計」を「衰祁」と仮名書きしていることを挙げ(億計王が兄、弘計王が弟ゆえ意味的に億計を「大」弘計を「小」に相当するものと考えたのであろう——飯倉注)。秋成はこの説を「推戴きぬへし」と、身分の高い宗武に敬意を払って賛同を示したのである。この文章の基である「上田秋成の答書」につけば、第七條にあたる部分には、「御問ノ大ヲ意富、小ヲ衰ニ分チタマヘルハ(以下略)」となっており、「意富」「衰」の表記は、宗武が証例として出した「意富計」「衰祁」の字面と一致する。これにより、第十條の「御問」が宗武説を指すことは動かしやうのない事実だと言つてよいだろう。

また、字方伎の軽重の説は②に見えている。

いにしへおのつから、大をおほと唱ふる音は重く、小ををといふは軽きなるへし。よりておほのほを略きておとのみい小則は、その音おもきか故に、小の事とはならず

これが「師の軽重を以ていはれしは従ひかたし」という、秋成の批判の対象であることも疑いあるまい。

してみると、秋成の第十條における発言には、宣長への批判という要素は全くなく、それは宗武・字方伎両説の批評にすぎなかったことになる。このことは『呵刈葭』論争全体の性格を考えると、重要な示唆を与えるものと言えよう。

「御問」ということは秋成が用いたのは第十條においてのみではないことは先述した。第十二條には次のような部分がある。

みなそ、く、みなそこふの冠辞猶疑あり、加茂翁の考にもみなそ、くの解なし、御問によりてしかも意得へし、又叟の説も一に用ふへし、社友猶是には異なる考も有へき歟といへり、

「叟の説」とは宣長説を指す。『呵刈葭』の他の部分を検すれば明らかのように、秋成はこの論争全体を通じて、宣長を「叟」と呼んでいる(第三、四、五、六、八、九條)。第十三條以下に「社友礪波今路」の意見が引かれているが、ここでも宣長は「叟」と称されている。一方「御問」であるが、従来のように宣長實問状を想定する解釈では、これも文脈上不明になる。すなわち「叟の説も」の「も」が総然としない。言うまでもなく、この「御問」も宗武の説である。

⑤において宗武は冠辞「みなそこふ」をめぐって次のように論じている。

書紀歌謠にある「みなそこふおみのをとめ」の「おみ」は「臣」のことである。ところが私法では、「みなそこふ」が「魚」にかかる冠辞であることから「麻積の少女」と解し、「於淋」(書紀歌謠の表記)の「於」は「弘」の誤りであると言う。しかしその説は、『古事記』に「於美能衰登賣」の用例があるのを無視したもので従うことはできない。むしろ「お」は「を」に

通うことの証拠としてこの書紀歌謡を考ふるべきである。

秋成はこれにつき、「初度の難文」において宗武の説を支持し、「こは上よりつゝく言がらにて、臣のお魚のをのわきなく魚とつゝけさせ給へりけむ」と言い、「みなそこふの音引ばうの韻生するによりて、臣のお即魚のをと聞しうるへし」と別の角度から「お」と「を」の通うことを説く。それに対して「菊屋主に贈る書」で宣長が自らの「おを所屬弁」の説に立脚した解説を秋成に行う。それに答えたのが今引いた秋成の文章（「上田秋成の答書」）である。つまり、秋成は「みなそこふ」「みなそこふ」について「仮字問答」の宗武説で一応納得するが、「菊屋主に贈る書」に示された宣長の説明にも一理を認めるというのである。いま述べた一連の秋成・宣長のやりとりが第十二条全体を構成するのだが、ここでも論議の対象はあくまで宗武・宇万伎の問答にあるというべきであろう。

第七条の秋成の文章（これも「上田秋成の答書」を基とする）には、同音異義語を区別するために仮名法則を設けたのは中国に倣ったものだという説につづけて、次のように述べる部分がある。

彼土には後々の人、文字を合せて事物をさとりむることあり、其例は莫字に日と合せて日没をしらせ、馬を合せて盲駒としらす類あまた見えたり、是も日暮遠遠と言をなせばよく聞えたるを、只一字にてしらすんとするが後人の意也、是御問の、言語を得て其意は知らるゝとあるを、古意ナルヘク思ヘルと云は此談也、

後人の表意主義と古人の表音主義の対比説明とでも言うべきものだが、ここにいう「御問」の内容は、①の宗武説中に、

たとへば、馬をうまとも、むまとも書類おほかれと、みな其意を得て見ればしらす事、いにしへともかはるへきかは。とある部分と関係するものであろう。

『呵刈葭』に出てくる「御問」は以上の三つであるが、宣長が『呵刈葭』續集に際して削除した「上田秋成の答書」の一条にも「御問」ということが出てくる。

仮字え証例ハ此、学生ノ梯階ナル事勿論也、其法則ハ書契東来シテ后ニ制セラレシナルヘクノ御問ニ附テ聊弁ヲ加ルノミ、仮名の法則は書契東来以後制せられたという説は、①の宗武説に見えるのである。

仮字を用ひざる前は、たゞ、言辭のみにて伝へしとも、又こゝに作り出たる字の有しかと、仮字書の出来たりしより、此國の文字廢たりともいへり。いかさまにも仮字の起りは、応神天皇の御宇、百濟の王仁をめりかは、此御宇そ初めなりける。悉曇は推古天皇の御宇、始て百濟より仏法を渡せしかは、それより前に有へきにごそあらず。

以上に明らかなように、『呵刈葭』に見られる「御問」とは、「仮字問答」の「御問」、すなわち四における宗武の問であった。また「師」とあるのは宇万伎のことであった。したがって『呵刈葭』音韻論争は「仮字問答」における宗武・宇万伎の両説をめぐっての秋成・宣長の論議がその一部を構成することになる。

検討し来た第七・十・十二條、とりわけ後二者は、直接に宗武の説そのものを叩き合はした論議であるし、先に少し触れておいたが、「お」「を」の区別ならびに軽重説をめぐって論議している第九條、そして社友今道が「みなそこふ」の説をめぐって発言している第十五條も、「仮字問答」と関係ある条々である。「仮字問答」そのものについて応酬した第一条を加えると、全十六條のうち、六条までが「仮字問答」に関わるものなのである。

この事實は、従来のように『呵刈葭』論争を秋成・宣長の真正面からの対立ととらえる見方を相対化する視点をもたらずであらう。

『呵刈葎』における、「仮字問答」とは直接関係のない秋成の言説、すなわち上代における「ん」音の存在を認めるという説や、「半濁」(秋成は八行転呼音をこう呼ぶ)は不正だとする宣長説を批判する説も、おそらくは宗武の表音主義的仮字遣い論から発想されたものであろう。あるいは秋成の写蔵していた「仮字問答」には、四の問答以外に、『玉函叢説』に見えるごとき内容も含まれていたと想像することも不可能ではない。これらのことを考慮すれば、『呵刈葎』論争における「仮字問答」の介在は、『呵刈葎』論争の性格の再吟味へと発展する問題を十分に孕んでいると言えるのではなからうか。

注

1 本稿で使用したテキストは天理図書館所蔵『静舎随筆』(半紙本写一冊、外題「種々問答」(後人筆)、内題「静舎随筆問答類」全二十四丁)である。『静舎随筆』には天理本の他に香具波志神社に伝存するものがあり(未見)、これは藤打魚が秋成写本から転写したものである(中村幸彦「加島稲荷の人々」『著述集』第十二巻所収)。神社本は、天理本の第二番目の問答(二)を欠くが、本文は漢字仮名配置などは違っても内容は天理本と全く同じくらいに同じだということである(中村幸彦氏ご教示)。また中村氏ご自身も「果居風の女筆で写した」『静舎随筆』を所蔵されており、これは天理本の三四の仮名遣いに関する問答を欠く代わりに、天理本には見られない、宇万伎著述の抄というべきもの若干を含んでいる。

なお、天理本『静舎随筆』は、成立年次の異なる四種の問答を明和八年以後にまとめたものであるが、本稿で、たとえば『静舎随筆』三(あるいは単に三)と言う場合、これは一書にまとめられる以前に分ける個々の文章を指すと考えられたい。

2 この一文には、宇万伎が『詠歌大概』中の「和歌無師、以旧歌為師」の言を引き、定家が父俊成の旨に背してまで古書によって論定したことを「まことに道はおほやけの物にこそ、わたくしの物に非れはせ」と評した部分がある。この一連の文章は、ほほそっくりそのままの形で、『古今和歌集打聴』(寛政元年刊)序末の識語の中に、秋成が宇万伎から語られた話として載っている。『静舎随筆』一は宝暦十三年の日付があつて、質問者の「昔の友かき」が、いまだ宇万伎と面識もない秋成であるはずがない(秋成の宇万伎入門年次については明和三・四・七年の三説がある)。おそらく秋成は、古今序についての己れの質問に対する宇万伎の答えという形をとって、『静舎随筆』一を引用したのであろう。むろん、秋成自身、宇万伎から同様の話を聞いたことがある可能性は十分にある。しかし、少なくとも『打聴』序末識語にそれを記すときには、一を参照したに相違ない。以上、本稿には関係のないことからであるが、いまだ指摘を見ないので報告しておきたい。

3 『古言梯』本文の成立年次は、その奥書に「明和のはじめのとしの八月にあつめ終ぬ」とあることによつて知られるが、その刊行年次については、増補標注本の奥付に「明和二年乙酉五月原刻」とあることにより、また宇万伎の序文が明和二年四月に撰せられたことからいっても、明和二年五月であろうとされていたのであるが、岡田希雄・林義雄両氏の研究によつて実際の刊行はそれよりかなり遅れ、明和五年十一月頃であったことが明らかにされている(岡田希雄「古言梯の刊版期に就いて」『国語・国文』第十二巻第四号・林義雄「古言梯の成立と開版をめぐって」『中田祝夫博士功績記念国語学論集』所収)。

一方、『静舎随筆』三は、天理本には年次記載はないが、別の

資料によってそれを知らることができ。九州大学附属図書館音無文庫蔵・加藤宇方著作『発声答問・仮字用答問』(半紙本合一冊の写本)がそれである。本書前半は「明和二年九月廿日あまり八日夜」に書いた日本語の声音をめぐる音韻論で、中村幸彦氏の紹介された(前掲「加島稻荷の人々」)香具波志神社所蔵の藤打魚字『声音問答』はこれと同内容のものであろう。後半が「仮字用答問」で、これが『静舎随筆』三とほぼ同一内容なのである。しかも、三に欠けていた年次がここでは明記されている。すなわち、「明和二年神無月／ある人」とひにこたふ／ふじはらのう万伎／しるす」と末尾に記されているのである。このことから、三の成立年次は一応明和二年十月に定められよう。

問題は三(ないし「仮字用答問」)と「附ていふ」宇万伎説(以下「附ていふ」と略記)との先後関係である。両者の文章には大きな異同が三箇所ある。第一に、「附ていふ」の文章は、「或人吾友藤原宇万伎に問」ではじまり、次いで三の問と同じ文章があり、それに続いて、

吾縣主のいへらく、から天笠にも本字て小物はなくして、たゞ言のみあり。後に日月鳥獸千万の物の形を著てその音のしるしをせしなり。その形に音ありとおもふはいと後の世のならはしごと。かくて皇朝の言葉の事をいさゝかいはづ、いゝゝなどの仮字を用わけたるは(以下略)

という文章が来るのだが、三には右に引用した「吾縣主」から「いさゝかいはづ」までの部分がなないのである。つまり「附ていふ」に引用される真淵の説が欠けており、いきなり「いゝゝなどの仮字を用わけたるは」と、宇万伎の答がはじまるわけである。

次に、「附ていふ」にある「古の東人は文字の音韻を知らほどの事はなかりと見ゆるを、まして女は今だにしかれば古を思ひはか

るべし」という文章も三にはない。

さらに、「附ていふ」では「古事記よりはじめて延喜承平のころに至るまでの書」とされている「古書」の時代範囲が、三では「古事記より今の朝のはじめまで」となっている。これらの異同をどう考えるべきであらうか。

第一にあげた異同について、「附ていふ」が三を参照したとすると、真淵説の補入のしかたがやや不自然に思われるから、逆に「附ていふ」の真淵説を省略したものが三なのだという考え方も成り立つ。しかし、そう考えるにしても、その省略のしかたは、やはり奇妙である。異同の二、三についても、先後関係を定める決定的な要素がない。しかるに、別の観点から言えば、三の文章が「附ていふ」を基にして成ったというよりはありえないのである。三は「附ていふ」に相当する部分(第一条)に次いで、もう一条の問答があるが、それは第一条を承けたものであり、内容的に切り離せないものである。「附ていふ」の文章を省略改変したものに続いて、次の問答が行なわれたとはとても考えられない。かりにそうだとしても、なぜ「附ていふ」の文章を省略改変したあげく、九大本では年次まで附して同じ日に連続して行なわれた問答であるかのように見せかけねばならないのか、その理由づけができない。一方、「附ていふ」の方は、ともかくも引用されたものである。やはり、三の文章を増補改訂して成ったのが「附ていふ」であると考えの方がごく自然であらう。とすれば、魚彦が宇万伎説を三から引用して「附ていふ」の一項としたのは、明和二年十月以降ということになり、『古言梯』明和二年五月出版のありえないことを裏づけることになる。

それでは、魚彦は三の文章を引用するに際し、なぜこれを補訂したのか(あるいは宇万伎自身もそれに関わったかもしれない)。

とくに問題となるのは真淵説の挿入である。これが実際に真淵の説であるか否かは、いまのところ確めえない。しかし、いずれにせよ、冒頭に真淵の言が置かれることによって、以下叙べられる宇万伎説は、真淵説を敷衍したものであるかのような印象が少なくとも与えられることになろう。『古言梯』出版にあたって、魚彦もしくは宇万伎は、師を顕彰する意味あいでは、真淵説を付け加えたのではあるまいか。次に問題となるのは、三の「古事記より今の朝のはじめまで」という古書の範囲を、「附ていふ」では、「古事記よりはじめて延喜承平のころに至るまでの書」と改めていることである。これは『古言梯』が古言の証として依拠する文献として五十音図の下に掲げた古書十一種のうち、一番新しいものが承平年間成立の『和名抄』であることに符合するよう改めたのではなからうか。これにより宇万伎の説く「古書」の範囲は、『古言梯』の依拠する古書十一種と一致することになるわけである。

※ 『呵刈葭』の引用は、筑摩書房版『本居宣長全集』第八巻の本文に拠った。また『古言梯』の引用は、勉誠社文庫58『古言梯』の影印に拠った。

(附記) 中村幸彦先生には、(一)所載の『静舎隨筆』の複写を(二)恵送いただき、また香具波志神社本と天理本との本文異同についての教示をも賜かりました。ここに厚く御礼申しあげます。

九州大学大学院博士課程

訂正

本誌前号(第14号)所載の「中原中也詩における幼児の表象——春と赤坊を中心にして——」において、大岡昇平氏の「中原中也伝——搖籃」の引用部分(1ページ)上段から下段にかけて)に脱落がありました。左に全文を掲げて訂正いたします。

中原はその長子、昭和九年十月十八日に生れた長男文也と溺愛した。その愛は一種迷信的なものにまで進み、子供の生れた後「全国天気一ヶ月余もつづく」と大層ううに記録している。彼は一日中子供と遊んで飽きなかつたが、それは子供と一緒に戯れるのではなく、ただ子供を眺めるのを樂しむという遊び方だ、たううである。

(「春と赤坊」第一、二連引用)

私は有名な「春と赤坊」を全部引用しなくてはいいであらう。またここに眠っているのは、赤坊ではなく中原自身にほかならぬ。とまた附け加える必要もないであらう。

文也は昭和十一年十一月十日三歳をもち、夭折した。中原の悲歎やう方なく、神経衰弱が昂じた。彼が自分と子供との間にどこまでけじめをつけついていたかは疑わしい。

(中原 豊)